

第1回 兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会議事要旨

1 日時 令和3年9月7日（火）13:30～15:30

2 場所 兵庫県職員会館 多目的ホール

3 出席者 「出席者名簿」のとおり

4 主な内容

(1) 座長の選出等について

①委員の互選により、濱島委員を座長に選出。

②検討委員会の会議の公開・非公開及び会議資料の扱いは、次のとおり決定。

検討委員会では、個人に関する情報について取り扱うことになるため、会議は非公開。
会議資料及び議事概要については、個人に関する情報や発言委員の名前をマスキングした上で、兵庫県のホームページにて公開。

(2) ケアラーの現状について

「追加配付資料」に基づき、濱島委員（座長）が説明

(3) ケアラーを取り巻く状況及び兵庫県ケアラーの実態に係る福祉機関調査の中間報告について

「資料2、3、4」に基づき、事務局が説明

(4) 主な意見等（各委員より）

①兵庫県ケアラーの実態に係る福祉機関調査の結果に関する意見や感想等

（委員）

加古川市では、要保護児童対策協議会にてヤングケアラーの調査を実施したところである。

要保護児童対策協議会では、ある程度の連携機関があるので、かなり集約され、その中でもピックアップされたケース約20件を協議している。

先ほど座長が説明されたケアラーで考えると、もっと広い、要対協で話をする集約されたケースより、もう1つ上の部分をどうしていくかについて、今後、市として考えていかないといけないと感じている。

（座長）

要保護児童対策協議会で相談するケースの中には、かなりのヤングケアラーがいると思うが、それ以外にもグレーゾーンみたいなケースの中にもヤングケアラーは多いので、そういった部分もフォーカスしていく必要があるとの意見かと思う。

（委員）

私自身もケアマネジャーをしているが、ヤングケアラーと言われても、なかなか家庭の状況は分からないというのが実情である。多分、多くのケアマネジャーがそうだと思うが、利用者だけ、利用者自身を見たサービスの調整だけで終わってしまい、その周辺が見えていない部分があると思うので、家族のアセスメントをしっかりとっていないといけないと考えている。

あと、ヤングケアラーだけではなく、ずっと言われている「8050問題」で仕事を辞められる方もいるため、日本介護支援専門員協会では、「ワークサポートケアマネジャー」といって、介護離職ゼロに関連した制度として、企業にケアマネジャーがいき、介護保険の制度の紹介などを行い、介護保険の制度をしっかりと使ってもらうというような支援をしていくことも、あわせて行っていくこととしているので、ヤングケアラーだけではなく、実際に働いている方の家族をどう支援していくかも、あわせて考えていく必要もある。

また、事業所でよく出てくるのが、認知症の周辺症状BPSDがひどくなり、その時になるとデイサービスやショートステイに、なかなか受け入れてもらえないという現状がある。

最終的に精神科病院への入院に繋がれば、まだ良いが、そこは家族も覚悟、抵抗があつて難しい。認知症の周辺症状BPSDがひどくなってきたとき、どう対応していくか、そこをどう支援していくのか。多分、そこが、ご家族が困られている部分でもあるので、そうした支援もケアラー全体で考えれば良いのではと考えている。

(座長)

今回の県の調査では、ヤングケアラーに関しては、高齢者のケアをしているケースはあまりないという報告だが、実際にはもっと要するという感覚があるという理解でよいか。

(委員)

多分、部分的なケアという部分ではあると思う。

ずっとではないが、介護しているお母さん、お父さんが仕事に行っている数時間だけ看ているヤングケアラーはいると思う。

ただ、そこをしっかりとアセスメントできているかということ、そこまで視点がいつてない。

研修などで、利用者の24時間の生活を見て、どの部分を誰が担っているのか、どういったところが困っているのかという話はするが、家族が希望されるサービスがあると、そこに視点が行ってしまい、その生活全体を見ていくということができていない。

この24時間の生活を見ていけば、多分、ヤングケアラーが学校から帰ってから、数時間ケアをしているという話は出てくると思う。

(座長)

部分的なケアだと、より見えにくくなったり、ケアを要するその高齢者の方だけにどうしても目がいつてしまうところを、どう変えていくのかということが大事なのかなと思う。

また、ヤングケアラーだけではなく、少し上の世代の8050問題も重要であるという意見かと思う。

あと、サービスをなかなか受け入れてもらえないということもあるので、サービスに繋がれば良いという話ではなく、どうしてもケアをしなければいけない家族もあるので、それだけにヤングも含めたケアラー支援が必要なのかと思う。

(委員)

家族会の立場からいうと、ここには、ケアする相手が「母」、「妻」、「娘」、「息子」といろいろな家族がいるが、それなりに社会と繋がっているケースが多いので、問題は問題としてあるが、何とか解決が難しいにしても方向性は見えているのではと思う。

自身の相談員としての経験から言うと、特に、小学生・中学生で、お母さん・お父さん、例で言うと、お父さんが脳梗塞で倒れられ、お母さんの精神疾患という例では、子供たちが、お母さんの薬の管理をしたり、病院に行けと言ったり、或いは、上の子が下の子の料理をしたりとかする。要対協の会議に出席するが、なかなか教育と福祉と医療がうまく結びつかず、非常に困る。例えば、お母さんが受診しないとか、或いは、子供が学校に行きたいが、誰がお母さんの面倒見るかなど、その辺りがどうも福祉に繋がらない、或いは医療に繋がらない。こうしたところは非常に危惧することである。

最近も、お父さんは再婚、お母さんは刑務所、それで、おじいさん、おばあさんのケアをお孫さんがやっていると例があり、例えば、成年後見をつけたらどうかなど、いろんなことを考えるが、なかなか先が見えない。福祉の仕事をしていて、教育との結びつけができない等のジレンマで悩むところではある。

(座長)

調査結果では、精神障害が何名、知的障害が何名という形で、単独で数が上がってくるが、実際には複合的に絡み合ったような家庭が多い。それだけに、そうした教育・医療・福祉の連携がどうしても必要だが、なかなか難しいという現状があるという意見かと思う。

(委員)

中間報告における調査結果は、数字的にはこの程度であろうという認識である。民生委員としての感覚としても、こういった状態であると思う。

ヤングケアラーについては、これまであまり、そういった目では見ていなかった。学校から帰っても「家の手伝いをするお利口さん」、そんな感覚で、立場的に家庭の中には入り込めないものの、「よく頑張っているね。」というような声かけを行ってきた。

最近では事件になったり、過度なケアの状態をさせられてるというような状況で、これでは駄目だというのが、ヤングケアを叫ぶきっかけになったのではないかと思う。

こうした点から言えば、ダブルケアであったり、制度の狭間に落ち込むような状態で苦慮しているようなケースがあることはわかっており、本会議は、現実にとどのようにしていくかを検討していく、とても大事な会議であると考えている。

実際にあったケースだが、お母さんが非常に病弱で、お父さんは単身赴任で東京に行っており、障害のお姉さんと小学4年生の弟がいて、本人は中学生の男の子という家族で、土日もコロナ禍でお父さんは帰れない、そのような状況で、お母さんが入院しないといけなくなった。

それで、中学生の男の子が、学校に暫く休みたいという届けを出した。本人からの申し出だったため、理由を聞くと、お母さんが病弱で入院しないといけないし、お姉さんの薬の管理をしないといけないので、当分、学校を休むということで、民生委員の私の方に、何とかならないかという校長からの話があった。

私どもは民生委員といえども家の中に入って、お姉さんの薬の管理はできない。しかし、関係機関に繋ぐことができたので、教育委員会にも繋ぎ、その男の子は非常に勉強が熱心だということで、タブレットを使って在宅で勉強をし、今は非常にうまくいっている。

このケースは、自分から休むと申し出があったので分かったが、これは非常に早い段階で、即座に成功した事例の1つであると思っている。

これを機に、こういうことが起きたときにどうするかということ、早くしないと、持っている駄目だろうという気持ちを持っている。

(座長)

確かに子供自身から言ってくることは少ないので、いかに子供が言いやすい、その子供の様子をキャッチできる仕組みを作っていくかということも大事である。

この事例は、いろいろな方に結びつけていって支援をされた例だと思うが、そうした連携体制を確実に全ての子供たちにやっていけるよう、具体的に考えていく必要があると思う。

(委員)

今、ケアラーという言葉が、数多く新聞などに載っているのですが、学校の先生方も認識されている。これまでの話の中で、軽い場合、重い場合と言われていたが、重い場合は先生方もよく理解できているが、学校では軽度の場合が、非常に認識が難しいというのが実状である。

何故かということ、学習指導要領に基づいて各学校は授業をするが、道徳の中の「家族愛」で、自分は家族として何ができるかとか、多角的、多面的に家族を見て、自分の役割を認識しながら、何かをしようというようなことを学んだりするようになっている。

ただ、その場合に、家族のためにできる、やっているということをどう捉えるかが、教員の

中でも難しい。何をケアラーとして考えるか、捉えたらいいのかがやはり難しいというのが、現場では実際にあると思う。

毎日、ずっと関わっているということは分かるのだが、家の手伝いや、家に高齢の方がいて生活を手伝うということを教員がケアラーとして捉えているかどうか、難しいところがある。

今、教育委員会では、いじめの案件や児童虐待の案件などについて、非常に些細なこと、可能性があるものも通告しようという話になっているところがあるが、ケアラーについては、状態をどう捉え、それをどう関係機関と繋いでいけるか。重度の場合は、今、スクールソーシャルワーカーがおられるので、様々な部局と繋いでもらえるところはあるが、その辺りが、先生方が苦慮しているところかなと思う。

(座長)

すぐに支援をとというケースの生徒、まだそこまでではないかなというケースの生徒、両方のパターンがあるのかなと思う。

本当にそこまでしんどくはない、ソフトなヤングケアラーということになると、どちらかという誇りを感じていたりといったプラス面の方が周りにはよく見えたりするので、どうアプローチするのかという難しさはあるかと思う。

(委員)

今日の午前中、勤めている中学校で生徒指導委員会という先生方の会議に出てきたが、その中で、先生方から「ヤングケアラーだな」と。会議の場で、この言葉がようやく出てきたというのが、最近の状態である。

ただ、先生方が気がつかれているのは、問題行動がはっきり出てきているケースや、典型的な分かりやすいケースとなっているので、実際には、もっとたくさんいて、気がつけていないところがある。

今回の調査には要対協も含まれており、例えば、今日の学校には要対協のお子さんが大体7人ぐらいいるが、実際にヤングケアラーの分類に入るとするのは、その5倍ぐらいの数はいるとというのが、私の感覚である。

また、別の定時制高校でも働いているが、そこに至っては、下手をすれば4割ぐらいはいるというのが実感である。要対協への調査となると高校生が少なくなってくるので、高校生のヤングケアラーはもっといるというのが、今回の調査結果を見ての感想である。

(委員)

本市ではプロジェクトチームを昨年に立ち上げ、その時点で市内の要保護児童対策地域協議会や、子ども食堂、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の方々に、関係機関ということで話を聞いている。また、地域包括支援センターや障害者の相談支援事業所にも、ヒアリングを行った。そうした中、関係機関の方々からは、「言われてみれば、そうだったのではないか。」「振り返ってみれば、ケアラーだったと感じる。」といった話を沢山いただいた。

気がついてはいるものの、どうすればよいかわからなかった。そのときにそういった視点をしっかり持つということがなかったので、気になりながらも、それで終わっていたということが、そのヒアリングの中で、上がってきていた。国の調査や、座長がされていた過去の調査を見ても、やはり一定数いるのだろうと感じたところである。

先ほど、他の委員が小・中学生だけではなくて、高校生も多くいるとの話があった。実際に高校生で学校に通っている方はいいが、途中で辞めてしまった方もいて、どこにも所属がないというケアラーも、当然、いると思う。生徒の年齢が上がってくると18歳を越えることとな

るため、支援の対象を18歳と区切ると継続した支援は難しいと、当時、ヒアリングをしながら感じていた。このため、本市の場合は20代の方も含めた子ども・若者ケアラーというような形で支援していく必要があると考えた。

この調査で、やはりケアラーの方は沢山いると、あらためて感じている。

(委員)

私自身、6年前にこども家庭センターに勤務していたが、ネグレクトのケースで、今から思えばヤングケアラーだったのではないかという例が幾つかある。

一番印象的だったのが、子供が5人いて父親は自営業で忙しく、母親が統合失調症で、小学生の長男、長女が、家族全員の家事などをしていたケースがあった。結局、施設に入所していただき、その時に要対協とも話をしたが、我々こども家庭センターも要対協も、当時、そうした意識がなく、ヤングケアラーという視点を持って処遇できていなかったのではないかという思いがある。やはり、関係者自身がヤングケアラーという視点をしっかり持つことが重要だと感じる。

今回は、調査を即刻、行うことになったので、福祉機関を経由した結果になっているが、全国調査でも若い兄弟の世話をするケースが最も多く、身体障害のある父母や認知症の祖父母を介護する姿が浮き彫りになっており、今回の調査でも同様の傾向が出ていると感じている。

もう一つは、社会的認知度が低いと言われており、今回の調査でもヤングケアラーの認識の項目を見ると、「認識をもっている」が15.4%、「もっていない」が41.3%、未回答が40%を超えている。実際には、未回答の中には、認識をもっていない人が、かなり含まれると思っ

ている。国は社会的認知度の向上に取り組むこととしており、厚生労働省の概算要求を見ると、令和4年度から3年間を集中期間として、中高生の認知度5割を目指して調査研修を支援するとされていた。やはり、社会的認知度という意味で、もっとヤングケアラーについて広めていく必要があると感じている。

(座長)

「言われてみれば」、「振り返れば」というようなパターン。

やはり、なかなか認知度が進んでいないが、そこが進んでくると、そうした視点を持つことができるので、気付きになり、そして支援に結びつけていくことができるのかと思う。

(委員)

どうしても、様々な支援策が十分に行き届いていない方のところに、家族の負担というものが強く出ているのではないかと感じている。

県社協で実施させていただいている事業の一つに、若年性認知症の方の相談センターがある。若年性の認知症の方なので65才以下で発症されており、その方の家庭での介護を誰が担っているかというところ、お子さんであるケースが多々ある。18歳以下ということは非常に珍しいが、やはり20代の方などが介護に携わるようなケースが多々ある。

若年性の方なので障害のサービスでもなく、また、介護保険のサービスでもないということで、なかなか福祉サービスに当てはまらない中、家族の方がその支援をしておられるケースが多々あるので、先ほど吉村委員もおっしゃっていたが、18歳という年齢で線を引いてしまうということではないという気はしている。

この若年性のセンターで実際に携わった事例の中で、40代のお母さん、20代の息子さん、18歳のお嬢さんの3人の世帯で、お母さんが発症され、その介護に当たられたケースがある。18歳の高校生のお嬢さんが、その後、進学、成人式を迎えるという状態の際に、お母さ

んが発症された。お母さんは一時、入院をされ、その後、退院されたいということになったが、どこに住まわれるのか。

若年性の認知症のため専門の医療機関の近くに住みたいということで、転居のことであったり、お嬢さんの進学のことであったりと、若年性の認知症の相談員が普段、承っている内容や専門性をはるかに超えた支援が必要になってくるという相談であった。

当然、ここでは、ネットワークや他機関の方の力を借りなければならないが、非常に幅広く、かつ、我々、福祉の分野が普段、支援しているところを超えた支援が必要になってくる事例を、実際に経験している。

そうした意味では、できるだけ多くの方に、このヤングケアラー、ケアラーの問題を知っていただき、支援の輪が広がっていくことが必要ではないかと思う。

(座長)

様々な支援を広げていくこと、また、年齢について18歳未満で区切る必要はないのではないかという意見をいただいた。

②ケアラーの支援の範囲

(委員)

本市では、この支援をするきっかけになった須磨区での悲しい事件があり、その時の加害者が、21歳という年齢だった。

その事件をきっかけにしているので、18歳で区切るというよりは、やはり社会経験が未熟で、なかなか自分で情報を得ることが難しい方々を支援すべきと考え、現在、20代の方も支援の対象にしている。

アンケートでも出ていたが、若い兄弟姉妹のお世話をしている中学生が多く、やはり10代20代の方を、まず、支援していく必要があるということで、本市では支援を始めた。

(座長)

10代20代の支援の手薄さ、また、課題の差というところで、そこに重点的に支援をされるということ。ただ、おおよそということで、30代も特に拒まない。40代50代になると、高齢者の介護者の支援ということで地域包括などがあるので、このような形で進められているのかと思う。

(委員)

年齢で区切ってしまうのはどうかと思う。10代20代の方が、一番支援が必要な年代になるかと思う。発信力も弱かったりするので、その辺りを中心に考えていけばいいかと思う。

30代ぐらいであれば、支援が行き届いているのではという気はしている。特に10代20代を集中して支援したほうがいいと思う。

(委員)

私は、本当に年齢で区切る必要はあるのか、それをまず考える。

ヤングケアラーというのは、小さいということ、若いということよりも、成長の過程において、本当に正常な発達ができるかということを考えなければいけないのではと思う。このため、ケアラーの助けや周りの助けが必要だと考えている。

20歳を超えても未熟な子もいるかと思う。やはり、その子がどのような成長の過程を辿り、今、どのような状況にあるか考えると、年齢で線を入れられないのではないかと思う。

その子の成長に応じて健やかに育てられるよう、周りがいかに助けるかが、そもそものヤングケアラーの支援ではないかと思う。

(委員)

20代ぐらいまでか、30代前半ぐらいまでにターゲットを絞ったほうがいいのかという気がする。若い人は発信力がないとか、繋がりがあまりないとか、どう相談すればいいかわからないという点もあると思う。

また、30代40代になってくると、企業のサポートやハローワークなど、様々なサポートがある。このため、今回はポイントを絞ったほうが、我々、ケアマネジャーとしても、自然にそこに目が向くのかなという気がする。

「8050」とか高齢になってくると、県の委託事業で、自殺予防研修をさせていただいている。その中で、ケアマネジャーがついている高齢の方で、ご家族がひきこもっていたり、仕事につけていないといった視点での研修をさせていただいており、ある程度、そういった視点は出ていると思う。

やはり若い方に対する視点は見過ごされがちという気がするので、若い方に視点をのいたほうがいいのかという気がする。ただ、18歳とか年齢の区切りは必要ないと思う。

(座長)

やはり、10代20代の若い世代のニーズが非常に高いのではないかという意見であり、特にそこを重点的に考える必要がある。おおよそ20代、30代前半ぐらいまでを対象にしてもいいのかなど感じている。

ただ、元ヤングケアラーが40代50代になってもケアを続けていたり、また、その影響を受けていたり、高い年齢になっても、いろいろと困難を抱えることはある。

大人のケアラーに対する支援というのは既にあるが、大人のケアラーの相談等があった場合、シャットアウトするのではなく、少なくとも相談をして繋いでいくなど、何らかの形で支援に繋げていくことは必要であると感じている。

兵庫県のケアラー支援に関する検討会としては、そういう若い世代、特におおよそ20代30代前半ぐらいまでをフォーカスするが、それ以上のケアラーの困難があった場合には相談にも応じ、また、適切な支援に結びつけていくということによいか。

③ 支援方策（(1) 早期発見・把握、悩みの相談支援 (2) 福祉サービスへの円滑なつなぎ (3) 支援人材の育成）

(委員)

先ほどの範囲の中で、10代20代ぐらいをターゲットにするということであるが、要対協の範囲では、高校生がすごく少なくなってしまう。市教育委員会が中学校までということもあるので、市町においては、教育委員会との連携、学校との連携が重要になってくると考えている。

どうしても、メインが中学生までになってしまうので、学校でいろいろ問題があれば、こちらに連絡をしていただいているが、要対協の児童の関係でいえば、最初の話に戻るが、ヤングケアラーに対し、どこまでの認識があるかが一番、必要となってくる。

これは市の中の課題、問題になるが、例えばヤングケアラーの窓口をしっかりとここでは、範囲はここですと示すことができれば、学校も、そこに言えばいいのかなと思う。

今までであれば、例えば、児童虐待の関係では家庭支援課や福祉部局だが、教育委員会でもスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどが、別の機関にも教育相談として配置されていたりするので、学校サイドも中で棲み分けがあると思うが、ヤングケアラーというのはこういう人たちです、窓口はここですということを、示し、見せていけば、広く発見に繋がりが、また、わかりやすくなるのかなと思う。

(委員)

学校の教員が、どれをヤングケアラーと認識するか、どう捉えるかという話かと思うが、そのことを相談できる窓口みたいなものがあり、また、個々によって状況が違うと思うが、相談をすると経験豊富な方が、「これはもうちょっと見守ってください。」とか、「すぐ福祉部局に繋いで対応できます。」といった相談ができるのであれば助かるのかなと思う。

(座長)

先生の方で、ケアラーかなというような、生徒さんをキャッチしやすいものと考えてよろしいか。

(委員)

ある程度、欠席したり、課題を出しにくくなったりといった形として現れないと、なかなか難しいところがある。自分から困っているというのは、なかなか言えないという状況があるので、その辺は難しい。できれば、教員の話を書くところもあるが、子供たちが自由に何かを相談できる、悩みを打ち明けられる、ケアラーについての相談ができますよ、といった窓口があれば、子供たちも相談しやすいかと思う。

(座長)

ハードなヤングケアラーに関しては、先生方も気づくことが多いので、それについて相談できるところが欲しいと。

また、ソフトのヤングケアラーは、やはりなかなか気づきにくい。どこの福祉領域でもそうだと思うが、それだけにやはり、子供達がアクセスできるようなところが必要ではないかという意見かと思う。

(委員)

先程も申し上げたとおり、典型的な、おじいちゃんやおばあちゃんの介護をしているとか、お母さんに障害があるといった部分については学校でも把握しやすいが、いろいろなタイプがいて、ある市では、例えばネグレクトのような感じで、朝に幼い兄弟の子供の世話をしているとか、ひとり親家庭で生活が非常に苦しいため、お母さんがずっと仕事をしていて、下の子の面倒を見ているとか。また、別の市では、今度は発達障害の重い兄弟のため、お母さんも疲弊していて、そのお母さんを支えているとか、いろいろなパターンのヤングケアラーがたくさんいて、そこまでは先生方が気付くことができない。

こういった福祉的な視点という部分では、特に中学校はしんどいと思うところがあるので、教員向けの研修をしっかりとしないといけないと思う。また、任意の研修などであれば、元々、気がつきやすいような先生ばかりが参加し、気が付きにくいタイプの先生方が参加しないということが起きるので、全ての先生に知ってもらうような取組みをしていかないと、拾い上げはできないだろうと思っている。

(委員)

よく言われることだが、子供たち自身がSOSを出すというのは非常に難しい。周囲の方が気づかれるのも、かなり重篤であったり、深刻な状況になって初めて気づいていかれるわけで、できるだけ早期に発見していくことが大切だということを、今日、この委員会の中で、沢山の方が言われたと思う。

そうすると、やはり訪問であるとか、いわゆるアウトリーチをしていく方法は大切にしていけないといけないと思う。

その可能性のあるところに早く気付いていくことと、何か発生してから、問題が出てから対

策を打つのではなく、そういった家庭に対してあらかじめ、訪問なりの活動によって支援策があること、何かあったら言ってくるんだよというメッセージを、子供達に直接伝えていく策を講じていく必要があると思う。

(委員)

民生委員児童委員は、地べたの活動をしており、非常に多く、情報を掴みやすい状況にはある。ただ、コロナ禍の状況で、今、そこが難しい現状もある。しかし、子ども達が小さいときからその家庭を知っていれば、今どうしているかなとか、そういった想いは、常に、民生委員児童委員は思っていると思う。

この実態調査も、もっと早くに協力したかったが、民生委員児童委員の定例会自体の開催ができない状態である。今の話で、私達も活動しなければならないことを、ひしひしと感じたところである。

(座長)

民生委員さんの方々にも、研修等で知っていただく。その後、どうしたらいいという話は必ず出てくるので、きちんと、ここに聞いたら大丈夫という窓口を明確にする必要があるのかと思う。

(委員)

本市では、昨年の11月から市内のプロジェクトチームを立ち上げた。

市内のプロジェクトチームなので、福祉局では、障害関係部門、介護保険関係部門、要保護児童対策地域協議会を含む子供の関係部門、あと教育委員会、PSWの管轄の健康局を入れたチームである。

まず始めに行ったことは、それぞれの担当部局が関係する機関に、ヤングケアラーという視点で、今まで実際にどういったケースがあったか、実際にあったのかどうかといったところを、調査し、確認をした。福祉局の部門では、地域包括や障害の相談部門、こども家庭局では、こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会関係、学校関係ではスクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の関係者に話を聞いていった。

その他、濱島先生に紹介いただき、当事者、元当事者の方の何人かにお話を伺った。また、実際に今、支援をされている方を紹介いただき、お話を伺って現状把握をしたところである。

その中での意見としては、支援者側として、どこに相談すればいいのかわからないので、それができる場所がほしいということ、言われた。

また、理解を進めるための研修やマニュアルなどが必要ではないかという意見があった。

当事者からは、「なかなか、こういった話を友達にできない。」「自分だけがこういう介護をしていることを言えない。」とか、「親が障害を持っているとか、病気の状態であるといったことは、やはり友達にも先生にも言えない。」といった話とか、自分がケアラーだと気付いていなかったといった話を聞いた。

その中で、どういったことがあればよかったかと聞くと、「気にかけてくれる大人がいるということが、すごく心の支えになった。」とか、「同じようなケアラーの人と、もっと知り合っただけで話ができればよかった。」などの声が数多くあった。このため、当事者同士が集まる場が必要と考えた。当事者が語る言葉が当事者にとって一番、響く情報で、その人達とのやりとりが、その子供たちの支えになると感じた。

そのため、本市としては、まずわかりやすい相談窓口をつくるということ。市内を含めて研修と啓発を行うこと。当事者の居場所をつくること。この三つを本市の施策の柱として、令和3年度から取り組んでいくことを決め、6月に相談窓口を立ち上げ、電話、面談、メールの相談をさせていただいている。

この10月以降は当事者の居場所、特に高校生以上の方を中心とした当事者の居場所を、月1回開いていこうということで準備をしている。

研修については、まず、福祉関係部局の庁内職員に向けて、eラーニングによる研修。「ケアラーとは」ということを中心とした研修を実施するとともに、介護事業者の集団指導の中でDVDを作成し、介護事業者にDVDを配付し、ケアラーについて理解いただくこととした。また、庁内関係のマニュアルも作成した。

教育委員会からは、7月に校長会等を通じて指導教員の方々への研修実施をお願いしていたところであり、スクールソーシャルワーカーにも研修をお願いしている。その他、民生委員児童委員協議会、障害相談事業所、介護事業所、地域包括支援センターなど、地域から声がかかれば職員が出かけて行って話をさせていただくという研修も実施している。

学校関係では、ポスターを作って配布した。市立の小中高と県立・私学の神戸市内の高校に相談窓口のチラシを1人1枚、配布いただけるようお願いし、相談窓口の周知を図っている現状である。

(委員)

ケアマネジャーの立場からすると、いかに気付くかだと思う。やはり24時間の生活をしっかり見ていかないといけない。須磨区の事件に関しても、今思えば、やはり24時間の生活で、どの部分を誰が担っているのか、どの部分が大変なのかをしっかりと聞き取りができていれば違った支援ができたのではという気はしている。

実際にケアプランをたてるときには、入浴が大変、ちょっと運動したい、社会参加したいからデイサービスを、ヘルパーさんに来てもらって家事支援をととか、そのような部分的な話になってしまうところがあり、ご家族が仕事から帰ってきた時間や、夜間どうなっているのか、といった24時間の生活がどうなっているのかをケアマネジャーが意識するような研修を行っていかないといけないと思う。

実際はアセスメントの中で、いつ食事をし、いつ寝ているかぐらいまでしか聞けておらず、実際にその間の時間を、どのように過ごしているのか聞けていない。このため、そこをしっかりと、時間をかけてでも、聞き取っていくといったことを、我々は協会としても発信し、しっかりと掴んでもらうことを伝えていかないといけないと考えている。

(座長)

例えば、ケアマネさんとして気づいて、その後、どうするということがいかがか。

(委員)

私自身は、いろいろ、こういった会議に出ているので、子供がおられたら学校に繋ぐとか、そういったことは分かるが、多分、地域包括に繋ぐ、そこをしっかりと研修などで伝えていく必要があるかと考えている。

(委員)

本市では、まず、介護事業所の場合は、地域包括支援センターに繋いでいただき、地域包括支援センターは区に繋ぐというスキームを作っている。

障害の相談事業所からは、発見をした場合、直接、相談窓口ご連絡いただくことになっているため、実際に、区、障害相談事業所、SSWからの相談がある。

もう1点、先程言い忘れたが、啓発についてSNSを使った広報をしており、10代20代をターゲットにLine広告であったり、GoogleやYahooの広告にも出させていただき、ヤングケアラーに興味を持って検索いただくと、相談窓口が掲載されるなど、若者向けに、SNSを使っているの広報も行っているところである。

(座長)

介護事業所から、また地域包括から突然、学校にというより、おそらくそういったクッションを経て、窓口の方から学校に繋いだりといったことが行われているのではと思う。

(委員)

中学生ぐらいまでは、やはり義務教育を受けているので、相談の網にかかる場所があり、高校生になると支援が薄くなっていくという話だったかと思うが、例えば、小中学生時代にひきこもりになり、精神疾患にかかってしまうケースは若者に多いと思う。大きくなり、20代30代になってから病気になると、障害の領域でカバーができる。このため、結局は高校生から空白のところを、何かで埋めないといけないと思っている。

あと、例えば、社協が行っている権利擁護センターがあり、また、生活困窮の方の窓口もあると思う。生活困窮であれば、そうした窓口で対応できるので、障害でなくても、或いは、そういった福祉サービスを受けられなくても、対応できる窓口がある。そういった窓口がないところを、どう作るかということだと思う。

今、兵庫県下31市町に基幹相談支援センターというのでできている。三田では、私が行った例では、大体、基幹相談センターが受けている。基幹相談センターというのは、基本的に障害サービスを利用するとかしないとかではなく、或いは、その方が障害であるとかないとか関係なく、困りごとの相談をワンストップで各市町で受けている。

結局、そこから次にどこに繋いでいくかといったことになっていく訳だが、そこに繋げている人達がいて、それがヤングケアラーであると思う。そうした意味では、神戸市が先行して良いことをやっているのだから、すぐにでも、各事務所でやったほうがいいように思う。

今は基幹センターが窓口を担っているが、その専門の窓口が必要になると思う。

(座長)

どうしても、それぞれの相談窓口が縦割り行政で、その縦割りの制度の中の窓口になるので、どうしてもキャッチできないところが出てくる。そうした意味では、ヤングケアラー専門の窓口が、やはりあったほうがいいのではないかという意見かと思う。

(委員)

今、オンラインで参加中の前田委員からの意見が届いた。

地域包括支援センターの代表ということで委員に入っているが、地域包括支援センターでは、なかなか実態が掴めない状況にある。権利擁護の視点から、トータルサポートのシステムを作り、横の繋がり、情報の共有をしっかりとしていく必要があるということが1点。

それからもう一つ、生活困窮との連携、こども食堂の視点からだが、地元の丹波篠山では、外国人の子供支援という視点から関わりを強化しており、そのような取組みも行っていく必要があるという意見をいただいている。

(座長)

外国人の子供支援の視点でのアプローチも重要になってくるし、権利擁護の視点から、横の繋がりの中でのトータルサポートといった仕組みも必要なのではないかという意見をいただいた。

なお、県や市町との役割分担等については、継続審議としていきたいと思う。

(5) 検討委員会スケジュール等について

「資料6」に基づき、事務局が説明

以上